

一般廃棄物処分業許可証

伊東市指令環第101号
令和2年1月31日

住 所
(所在地) 伊東市富戸1091番地の7

氏 名
(名称及び
代表者氏名) 株式会社新光重機土木
代表取締役 小林 寿幸 様

伊東市長 小野 達也



令和2年1月17日付け廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第7項の規定による許可の申請について、次のとおり許可する。

事業所の所在地 名称及び代表者氏名	伊東市富戸1285番地の17 株式会社新光重機土木 代表取締役 小林 寿幸
事業の区分	一般廃棄物処分業
一般廃棄物の種類	可燃粗大(布団、タンス等) 不燃粗大(物置、自転車等)
営業の区域	伊東市全域
許可期間	令和2年2月10日から令和4年2月9日まで
許可条件	1 許可申請事項に変更が生じた場合は、伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第6号様式により直ちに届出を行うこと。 2 毎月のごみ処理量について、第12号様式により翌月10日までに報告すること。 3 顧客対象者名簿を作成し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5に規定する事項を記載すること。 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他の関係法令を遵守すること。 5 産業廃棄物とは厳格に区分けして処理すること。 6 一般廃棄物の処分を、他人に委託しないこと。 7 処分場及び使用機器類は常に整備し、清潔保持に努めること。 8 処分に従事する作業員には、労働安全衛生法を遵守し、事故のないよう安全に十分配慮を行い、常に教育を施すこと。 9 作業員に許可条件を周知し、条件の遵守を徹底させること。